ロ　産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ハにおいて同じ。）。

ハ　熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。

ニ　処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下この号において同じ。）を排出する場合には、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。

ホ　処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の四十パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量の二十五パーセント以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りでない。）することができるものであること。

二　前号以外の場合には、産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

（高度分離・回収事業の対象となる廃棄物）

第三十二条　法第十六条第一項の環境省令で定める廃棄物は、新たな技術、経済社会情勢の変化、社会の要請等を勘案し、特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定めるものとする。

（高度分離・回収事業計画に添付すべき書類）

第三十三条　法第十六条第一項の規定により高度分離・回収事業計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面

二　申請者が法人である場合には、その定款及び登記事項証明書

三　申請者が個人である場合には、その住民票の写し

四　申請者が第三十八条第一号イ及びロに掲げる基準に適合することを示す書類

五　法第十六条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類

六　申請者が法第十六条第三項第六号イからトまでのいずれにも該当しないことを示す書類

七　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設であって、申請者が当該施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている場合には、当該許可を受けていることを証する書類

八　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が第三十八条第二号イ、ロ及びニ並びに第三十九条各号に掲げる基準に適合することを説明する書類

九　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する次に掲げる書類

イ　当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図

ロ　当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

十　その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

（高度分離・回収事業計画の記載事項）

第三十四条　法第十六条第二項第四号の高度分離・回収事業の内容は、次に掲げる内容を含むものとする。

一　当該申請に係る再資源化を実施する廃棄物の種類及び再資源化により得られる見込みの再生部品又は再生資源の数量

二　当該申請に係る認定後に実施する再資源化により得られる再生部品又は再生資源の利用方法

第三十五条　法第十六条第二項第七号ニに掲げる計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　廃棄物処理施設の位置

二　廃棄物処理施設の処理方式

三　廃棄物処理施設の構造及び設備

四　処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）

五　設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値

六　その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項

2　法第十六条第二項第七号ホに掲げる計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

二　排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

三　その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

第三十六条　法第十六条第二項第八号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設の場合には、当該廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

二　その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める事項

（高度分離・回収事業の内容の基準）

第三十七条　法第十六条第三項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第十六条第二項第四号に規定する指標が適切に算出されたものであり、かつ、当該指標が当該申請に係る高度な技術を用いることによってのみ達するものと認められること。

二　高度分離・回収事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

三　高度分離・回収事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。

四　地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組を併せて行うものと認められること。

五　その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（高度分離・回収事業計画の申請者の能力等に係る基準）

第三十八条　法第十六条第三項第三号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者の能力に係る基準

イ　高度分離・回収事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ　高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二　廃棄物の処分の用に供する施設に係る基準

イ　再資源化を行おうとする廃棄物の種類に応じ、その廃棄物の処分に適する施設であること。

ロ　運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ　当該施設が廃棄物処理施設（法第十六条第二項第七号に規定する廃棄物処理施設として高度分離・回収事業計画に記載するものを除く。）である場合にあっては、当該施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けたものであること。

ニ　保管施設を有する場合には、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

三　その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。